

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2021 SEP (Vol.53)

CONTENTS

海外拠点ニュース 各拠点の紹介：バンコク駐在員事務所.....	2
株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所.....	2
新興国ニュース 第53回インド最新ビジネス情報.....	4
株式会社東京コンサルティングファーム.....	4
【日本本社への利益の還流】＜インドネシア＞.....	7
PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 加藤 豪氏.....	7
タイ法令の最新情報.....	10
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー).....	10
予算の事前声明＜マレーシア＞.....	12
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 加藤 芳之氏 (日本国公認会計士).....	12
韓国駐在員日記.....	14
スターシア.....	14
公認会計士 公認不正検査士 申原 侑祐氏.....	14
海外法人における不正事例とその対策＜香港＞.....	16
香港マイツビジネスコンサルティング.....	16
米国公認会計士 宮本 一氏.....	16
With コロナ：中国社会保険の上海市の実務運用変更	
～上海市にて外国籍人員に対しても中国社会保険の強制加入の可能性が高く、日本本社としても至急の対応が必要～	18
株式会社マイツ.....	18
国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏.....	18



- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

各拠点の紹介：

バンコク駐在員事務所

株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所

中国銀行には海外拠点として1支店（香港支店）、4駐在員事務所（上海、シンガポール、バンコク、ニューヨーク）があり、その他ベトナムにもトレーニーを派遣し、お客さまの海外ビジネスをサポートしています。まずは海外拠点自身を知って頂くために各拠点を紹介します。

前回紹介したシンガポール事務所に続き、今回はバンコク駐在員事務所をご紹介します。

1. 事務所紹介

バンコク駐在事務所は東南アジアに2拠点ある中国銀行の海外拠点のひとつです。2015年6月の事務所開設以来、タイの首都バンコクにあるプロンポンにオフィスを構えています。プロンポンは多くの日本人が住んでいる場所の1つで、雑貨屋やレストラン・カフェ等の日本人向けのお店も沢山あるエリアとして有名です。スタッフは日本からの派遣行員1名、ローカルスタッフ1名の合計2名で運営しています。



【写真】事務所ビル外観

2. 業務内容

当事務所はタイのほかにベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオスを所管国としており、同国に進出しているもしくはこれから進出を検討されるお客様に対して、現地の情報提供や専門家紹介、販路仕入先開拓支援などを行っております。

コロナ禍前にはタイ周辺国（ベトナム、カンボジア、ミャンマー）への進出ニーズもあったことから、現地のコンサル等と連携を取りながら情報提供を行っておりました。

現在タイをはじめ東南アジアのローカル会社は日本の会社と事業提携を組み、日本品質の技術力や開発力による新商品開発等に興味を持たれております。駐在事務所ではそのようなお客様のニーズを聞き取り、情報収集や顧客紹介等のサポートさせて頂いております。

3. スタッフ紹介

【事務所長 近藤】

2代目の所長としてタイに赴任し3年が経ちました。コロナ禍の前にはタイを拠点に周辺国に行く機会も多かったですが、近時では首都バンコクから外に出ることすら許されない状況になっております。

制限強化により日本からの渡航は難しい状況ですが、Zoom等をはじめとして様々な手段でお客様に情報提供することに努めていきます。

【スタッフ モンラニー（タイ人）】

2020年6月から事務所スタッフとして、主に経費処理、当局対応、タイの情報収集等を行っています。日本語も流暢でありタイローカル会社との面談等においても活躍してくれています。

以下、本人がこの度書いた自己紹介文を転記致します。

『皆さん、はじめまして。昨年の6月に入社したモンラニーと申します。日本語を勉強し始めたきっかけはただ「日本料理が好きだ!」「日本に行きたい!」という気持ちだけですが、今まで日本語を仕事に使うことが出来るのはとても嬉しいです。3年前に日本に一年間留学しました。それはもちろんいい経験になりました。日本の生活や文化など全ての体験したことが仕事に活かせていると思います。今は日本の雰囲気がもう懐かしいので、コロナが落ち着いたら日本に旅行しようと思います。皆様も心も身体も健康に気を付けて下さい。』
(本人の文章をそのまま掲載)

4. お客様へのメッセージ

タイへの日系企業の進出は6,000社程度となりました。東南アジア周辺国と比較してもインフラレベルが高いことに加えて市場としても魅力があると言われております。駐在事務所として主に情報収集をしておりますが、インターネットからでは得られない生の情報を提供するように心掛けております。どのような些細なことでも構いません。先ずは最寄りの営業店にお声をかけて頂けたらと思います。



【写真】左より：近藤所長、モンラニーさん

バンコク駐在員事務所

所在地：

689 Bhiraj Tower at Em Quartier
Room no.1901 19th Floor,
Sukhumvit Road, Klongton-nue,
Wattana, Bangkok 10110, Thailand
TEL : +66-2-261-2676
FAX : +66-2-261-2677

新興国ニュース

第53回インド最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインドの最新情報をお届けいたします。
ぜひご一読ください。

【インド】

【1. ESIC Covid-19 Relief Scheme について】

被保険者や従業員の家族を支援するための ESIC（従業員国家保険公社）の理事長は Covid-19 が原因で死亡した被保険者や従業員の家族を救済するための「ESIC Covid-19 Relief Scheme」を承認しました。

有効期限は 2020 年 3 月 24 日以降から 2 年間となり、全ての請求は申出の受付から 15 日以内に決済されます。

コロナの第 2 波は、経済活動を行っている年齢層、つまり従業員が属する労働者階級の人々にとって、より致命的なものであることが判明し、被扶養者は死亡した被保険者/従業員の平均日給の 90%を受け取ることができ経済活動を行っている年齢層にとっては歓迎される制度であり、近親者を失ったことによる精神的な問題だけでなく、経済的な問題にも直面していると考えられる扶養家族や受益者にこの制度を発表し、彼らが権利を得ることができるよう対策をとりました。

英語版は[こちら](#)から。

【2. 新たな TDS 規制①】

- 2021-22 年度予算では、2021 年 7 月 1 日から適用される新しい 194Q 条（物品購入時の TDS）が導入され、2020 年 10 月 1 日から導入された 206C(1H) 条に加えて、2021 年 7 月 1 日から適用される予定です。

No	事項	セクション 194Q (物品購入時に発生する TDS)	206C(1H) 項 (物品販売時に発生する TCS)
1	種類	控除される税金	徴収される税金
2	適用対象	購入者/仕入者	販売者
3	閾値	物品の仕入れが行われる会計年度の直前の会計年度において、購入者の事業所得が 1 億ルピーを超える場合 (GST を除く) 昨年度において、物品の累積購入額が 500 万ルピーを超える場合	物品の販売が行われる会計年度の直前の会計年度において、販売者の売上高が 1 億ルピーを超える場合 (GST を除く) 昨年度において、物品の累積購入額が 500 万ルピーを超える場合
4	適用範囲	2021 年 7 月 1 日	2020 年 10 月 1 日
5	課税率	0.10% 5% (PAN を保有していない場合)	0.10%1% (PAN を保有していない場合)
6	適用除外	他の規定で TDS が適用される取引、および 206C(1H)以外の規定において既にカバーされている場合。	他の規定により TDS/TCS が適用される取引。 インドに恒久的施設(PE)を有さない非居住者

- どのビジネスにおいても、仕入活動は継続的な活動であり、500 万ルピー相当額を超える仕入取引をどの仕入先といつ行ったかどうかを特定することは非常に困難です。従って、194Q 条を遵守するためには、以下のような解決策が効果的と言えます。
 - 前年に基づき、500 万ルピー以上の仕入を行った仕入先を特定し、会計ソフト上の仕入先マスタにて TDS 控除オプションを有効化する必要があります。
 - 会計ソフトが自動的に TDS を識別して控除するように、または、仕入先の購入額が 500 万ルピー以上になった場合に TDS を控除するアラートを出すように、会計ソフトの調整が必要になります。
 - 誤解を避けるために、第 194Q 条の適用性に関する宣言書を販売者に共有することを推奨します。

3. 194Q 条を遵守していない場合、TDS が控除されていない支出額の 30% が否認につながる可能性があります。

英語版は[こちら](#)から。

【3. 新たな TDS 規制②】

1961 年所得税法第 206AB 条に基づく新しい TDS の規定は以下の通りです。

1. 2021 年財政法により第 206AB 条が導入され、「特定の者」が確定申告を行わない場合、以下のいずれか高い税率で TDS を控除することが義務付けられました。

- ・所得税法の関連規定で定められている税率の 2 倍
- ・現行の税率の 2 倍
- ・5%の税率

2. 「特定の者」とは、以下の全ての条件を満たす者を指します。

- ・TDS が必要な前年の直前 2 年間に確定申告を行っていない者。
- ・第 139 条(1)に基づく確定申告の期限が過ぎている、かつ
- ・TDS と TCS の合計額が、直近 2 年間のそれぞれにおいて 50,000 ルピー以上であること。

ただし、インドに恒久的施設(PE)を有さない非居住者は含まれません。

3. 本項の規定は、所得税法の以下の TDS セクションには適用されません。

No	条項	説明
1	第 192 条	給与
2	第 192A 条	従業員にとって課税対象となる従業員積立基金(PF)残高からの早期引き出し
3	第 192B 条	カードゲーム、クロスワード、宝くじ、パズル、その他のゲームの賞金
4	第 192BB 条	競馬による賞金
5	第 192LBC 条	証券化信託からの収入
6	第 192N 条	現金による一定金額の支払い

4. 新たな 206AB 条の規定に基づき、会社が適切な TDS 税率を適用するために、TDS 控除の対象となるすべての販売者／ベンダー／サプライヤーに対して、取引先のレターヘッド付きの補助書類と共に宣言書(別紙参照)の提出を求めることが賢明と言えます。

【別紙】

To,				
Name and Address of the Deductor (Payer)				
Dear Sir,				
Subject : Self Declaration u/s 206AB of The Income Tax Act, 1961 regarding deduction of TDS				
With reference to the above subject matter, we (Name of Supplier/Deductee/ Payee) here by confirm that, we have filed Income Tax Returns for below mentioned immediately preceding Financial Years relevant to the year of declaration.				
F.Y.	Whether amount of TDS is more than 50,000	Due Date of Filing of ITR	Actual Date of Filing of ITR	ITR -V Ack No.
2019-20	Yes / No			
2018-19	Yes / No			
We have read and understood the provisions of Section 206AB of the Act and related applicable rules, notifications, circulars. Further, above mentioned PAN and IT returns details are correct.				
We authorize (Name of Deductor) to recover the differential tax at higher rates along with applicable interest and penalties in case above mentioned information is proved to be incorrect.				
With submitting this declaration, it is kindly requested to consider us to be compliant with the requirements of the Sec.206AB of the Act.				
Yours Truly,				
Name of Supplier/ Vendor				
Date:				
Place:				
It is anticipated that; CBDT will shortly make available facility to verify ITR filing status of the deductee in order to make this smoothly workable. Presently, such facility is available to banks/ post offices to comply with Provision of Sec.194N				

注記：確定申告の無申告に加えて、居住者である特定の者が PAN カードを保有していない場合、TDS の税率は本条項に規定される税率もしくは所得税法 206AA 条に規定される 20% よりも高くされなければならない。

英語版は[こちら](#)から。

【4. 取締役会に関する規制緩和措置】

企業省 (MCA) は、国内の COVID-19 の状況が変化していないことや、利害関係者から寄せられた様々な要望を考慮し、2021 年 6 月 15 日付の通達により、インド企業のコンプライアンス基準をさらに緩和し、2014 年会社規則 4 (取締役会とその権限) を緩和することを決定しました。

2014 年会社規則 4 (取締役会とその権限) では、財務諸表や取締役会レポートの承認等の決議事項は物理的な取締役会でのみ決議が認められていましたが、今回の規制緩和措置によって、ビデオ会議での承認が認められました。企業省は 2020 年 3 月 19 日および 2020 年 6 月 23 日付の通達によって、2020 年にも同様にこれらの規定の緩和をしています。企業省は、インドにおける民間企業に利益をもたらす顕著な一步を踏み出しました。この困難な時期では、様々な利害関係者が物理的に取締役会に参加できず、会社にとって重要な議題について議論が出来ておりませんでした。今回の規制緩和により、すべての利害関係者が、ビデオ会議やその他のオーディオビジュアル手段を介して重要事項を議論することが可能となりました。考慮すべき重要なポイントは以下の通りです。ビデオ会議またはその他のオーディオビジュアル手段で開催される取締役会で、以下の事項を審議できるようになりました。

- ・ 年次財務諸表の承認
- ・ 取締役会レポートの承認
- ・ 目録見書の承認
- ・ 監査委員会会議の実施
- ・ 合併、分割、買収に関する事項の承認

英語版は[こちら](#)から。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

【日本本社への利益の還流】 ＜インドネシア＞

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）

加藤 豪氏

今回は、税務調査についてです。

コロナ禍以降、インドネシアでは財政バランスが急速に悪化しています。財政補填のため、2020年から税務調査が頻繁に行われるような傾向にあります。また、指摘内容も言いがかりのようなのが多くなっているようです。これは、1人の税務担当官が、多数の税務調査案件を抱えているため、短期間で調査を終えざるを得ないことが影響しているようです。また、日本の感覚では信じられないことですが、税務署ごとにチャレンジングな税収ノルマが掲げられています。

インドネシアの税務調査は複雑です。現地駐在員がよく理解をしていないと、なにも知らないままローカルスタッフが進めてしまって、コントロール不能のまま、気づいたら徴税通知が届いている、なんてこともよく聞きます。そこで今回は税務調査の流れと留意点を見ていきたいと思います。

【税務調査の流れと留意点】

日系企業の場合、税金の還付請求をトリガーにして税務調査が開始されることが多いです。この場合は、税務調査は1年以内に完了することが要求されています。また税務署は、税法遵守を行っていない可能性のある納税者を自動で抽出するシステムを持っています。そうして抽出された企業に対して、税務調査開始の通知が届くこともあります。

自動抽出の基準のひとつに、「インドネシアより低い法人税率の国に所在する国外関連者と取引している納税者」というものもありますので、シン

ガポールなどの会社と取引を行っている会社はより注意が必要です。

税務調査は2種類に大別されます。全ての税目を調査範囲とする All Tax Audit と、税務調査の範囲が特定の税目に限定された Single Tax Audit です。通常は、法人税の還付請求をした場合は All Tax Audit、VAT の還付請求をした場合は Single Tax Audit となります。したがって、VAT の還付請求のみをした場合は、源泉税や法人税について調べられないことが多いです。

税務調査の流れは以下の通りです。

- ①税務調査開始通知書（SPPP）
- ②資料提出
- ③資料の精査及びフィールドワーク
- ④調査査定書（SPHP）及びポジションペーパーの回答
- ⑤ポジションペーパーへの回答
- ⑥徴税通知書（STP）の発行
- ⑦異議申立て
- ⑧税務裁判

このうち今回は①～⑥までを見ていきたいと思います。

①税務調査開始通知書（SPPP）

税務調査は、税務調査開始通知書（SPPP）が送付されてくることから始まります。以前は税務担当官が直接事務所にやってくることもありましたが、コロナ禍以降は郵送が多いようです。SPPPには、初回の税務署との面談日程や、提出資料が記載されています。

②資料提出

原則としては1週間以内に提出しますが、現実的に難しいことがあります。税務署との交渉により、1か月程度の延長が認められます。提出資料

は多岐にわたり、中には提出データの取りまとめ方法がローカルスタッフではよくわからないものもあると思います。税務調査対応に不慣れな場合は、この段階から税理士や税務コンサルタントにサポートを依頼することを考慮しておく必要があります。また、こういった資料提出依頼があつて、それに対してローカルスタッフは何を提出する予定なのか、把握しておくことが望ましいです。過去に税務的にグレーな処理を行っている場合はなおさらです。

③資料の精査及びフィールドワーク

資料の提出が終わったら、担当官が資料の精査とフィールドワークを行います。フィールドワークは、コロナ禍以降行われなくなることが多く、メールでのやりとりのみとなることがあります。この間に、追加の質問や追加のデータ提出依頼があります。また、次のステップの SPHP が正式に発効されると、ポジションペーパーの提出をしても覆らないことが多いです。したがって、提出したデータに関する無用な誤解を生まないためにも、この段階で担当官とのコミュニケーションを密に行っておき、自社の見解をはっきりさせておくことが肝要です。特に、担当官との関係性が良好であれば、正式な SPHP が発行される前に、こういったポイントを指摘する予定なのか、教えてくれることがあります。その中に明らかに反論可能なものが含まれていれば、事前に反論しておくことが必要です。通常は3～6カ月程度となることが多いですが、コロナ禍においては1年以上の長期にわたることもあるようです。これは、担当官が現在多くの案件を抱えていることが影響していると思います。1年近く連絡がなかったからといって、税務調査が何もなく終わったとは限りませんので注意が必要です。

④調査査定書 (SPHP) 及びポジションペーパーの回答

担当官から、査定内容と納税不足内容を記載した SPHP が発行されます。この査定内容に不服がある場合、7 日以内に答弁書(ポジションペーパー)を作成して提出することができます。期限内にポジションペーパーを提出しなければ、査定書の内容に同意したとみなされます。前述の通り、SPHP が正式に発効されると、ポジションペーパーの提出をしても覆らないことが多いです。また、SPHP には税務署側の計算根拠が示されていないことが多いです。これらの点は、③の段階でクリアにしておくことが非常に重要な点となります。

⑤ポジションペーパーへの回答

担当官は、ポジションペーパーを受領してから2営業日以内に、最終的な徴税通知の内容を決定する必要があります。また、この段階で、最終面談の日程が通知されます。最終面談には、社長のほか、資格をもった税理士・コンサルタントやあらかじめ通知しておいた従業員は同席可能ですが、通常は外部のコンサルタントの同席は認められません。面談当日はその場で徴税通知内容が伝えられ、査定書に同意する場合は、その場で査定書にサインをします。SPHP の段階で税務署の指摘内容はわかっていますので、同意するか、それとも異議申し立てをするのか予め戦略を決めておくことが重要です。また、課税内容の修正の要請や、納税者の見解を述べることはできますが、この段階になって反論したとしても、徴税結果が覆ることは基本的にないのが現実です。

⑥徴税通知書 (STP) の発行

⑤の最終面談の後に、徴税通知書 (STP) が送られてきます。⑤で同意している場合は、発行日の1か月以内に納税する必要があります。この内容に不服の場合、次の異議申し立てのプロセスに進むことができます。この場合、STP 通りの金額を

いったん支払って進むのか、払わずに進むのかを選択できます。支払って進み、仮に異議申し立てが認められた場合、その分の利息を請求できます。払わずに進み、仮に異議申し立てが認められなかった場合、徴税金額にさらに 50% 上乘せされた金額が課せられます。

⑦及び⑧のプロセスは次回以降見ていきたいと思っています。

◆Bridge Note のご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3
Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan
12950

E メール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディレリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) よりタイ法令の最新情報をお届けいたします。

◆インターネット申告による税務申告期限延長について

タイ財務省は新型コロナ関連規制措置に伴い、2021 年 8 月 23 日に下記の通り、新たに各種税務申告期限の延長を公示しましたので、お知らせ申し上げます。

1. インターネットによる税務申告期限の延長

(インターネット申告のみの提出期限延長となり、通常のペーパー申告は適用外)

税務申告の種類	対象となる年度・月	申告期限日 (ペーパー申告の場合)	申告期限日*延長措置 (インターネット申告の場合)
年次法人税申告書 (PND. 50, PND52, PND55) 、 年次決算書、Disclosure Form	2020 年 4 月 1 日～ 2021 年 3 月 31 日	2021 年 8 月 30 日	2021 年 9 月 23 日
中間法人税申告書 (PND51)	2021 年 12 月決算	2021 年 8 月 31 日	2021 年 9 月 23 日
中間個人所得税申告書 (PND94)	2021 年度	2021 年 9 月 30 日	2021 年 12 月 30 日
源泉徴収税 (PND1, 2, 3, 53, 54) 付加価値税 VAT (PP. 30 , PP. 36) 特定事業税 (PT. 40)	課税対象月 2021 年 8 月分～ 11 月分まで	従来通り PND1, 2, 3, 53, 54 , PP. 36 申告の場合は翌月の 7 日まで。 PP. 30、PT40 の場合は翌 月の 15 日まで。	申告月の翌月末まで 2021 年 8 月分＞2021 年 9 月 30 日までに申告 2021 年 9 月分＞2021 年 10 月 29 日までに申告 2021 年 10 月分＞2021 年 11 月 30 日までに申告 2021 年 11 月分＞2021 年 12 月 30 日までに申告



2. 2021 年 8 月度～11 月度の付加価値税 PP30 及び特別事業税 PT40 の申告が間に合わなかった場合、
また、2021 年 9 月～2021 年 12 月に実施した税務申告内容に誤りがあった際の修正申告に関する減
免措置について

詳細（規則、手順、および条件）につきましては、公示を待つ必要があります。現時点(8/26)では発表されていません。

- ・納税額、及び延滞税を全額支払う場合のみ、加算税は課されない。
- ・（分割納税の場合）申告額の 25%以上を納税する場合、納付不足額の加算税を 2%に減額。
- ・罰金額が 2,000THB 以下の場合 1THB、罰金額が 5,000THB 以下の場合、2THB に減額。

税務申告の種類	対象となる年度・月	申告期限日 (インターネット申告の場合)
付加価値税 VAT (PP. 30) 特定事業税 (PT40)	2021 年 8 月～ 2021 年 11 月	対象月の翌月末まで 2021 年 8 月分＞2021 年 9 月 30 日までに申告 (2021 年 12 月 30 日までに申告した場合は延滞税は無し) 2021 年 9 月分＞2021 年 10 月 29 日までに申告 (2022 年 1 月 31 日までに申告した場合は延滞税は無し) 2021 年 10 月分＞2021 年 11 月 30 日までに申告 (2022 年 2 月 28 日までに申告した場合は延滞税は無し) 2021 年 11 月分＞2021 年 12 月 30 日までに申告 (2022 年 3 月 31 日までに申告した場合は延滞税は無し)

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

予算の事前声明＜マレーシア＞

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director 加藤 芳之氏

(日本国公認会計士)

＜ポイント＞

・史上初、予算の事前声明

・バジェット 2022 の目的

＜予算の事前声明＞

N子：加藤さん、こんにちは。

加藤：こんにちは。

N子：ようやく、前回で 2021 年度予算に関するご説明が終わりましたね。

加藤：そうですね。

N子：今回から、どういうお話になるんですか？ ネットに困ってるんじゃないですか？

加藤：それが、いいネタがあるんですよ。

N子：ほんとですか？

加藤：はい。8 月 31 日に、政府が、2022 年度予算の事前声明というのを出したんですよ。

N子：ああ、あの史上初のやつですね。

加藤：そうらしいですね。私も 20 年以上マレーシアに居ますが、初めてだと思います。もともとの予算案の発表は 10 月 29 日の予定ですからね。

N子：気合入ってますね。しかし、これは良い事なんですか？

加藤：いちおう、予算案の事前声明は、国際的なベストプラクティスに沿ったものであり、年間予算を策定する際の予算プロセスの透明性を高め、国の財務管理に対する投資家を含む国民の信頼を高めるために発行されたとのこと。

N子：へーえ。そうなんですね。

加藤：でも、そんなに早く知りたいですかね？

N子：そうですね。

加藤：あと、返ってこの事前声明により、手足が縛られないで欲しいですね。私は逆に、ぎりぎりの前日まで、捻って捻って、知恵を絞り出して欲しいですけどね。

N子：ほんまですね。

＜バジェット 2022＞

加藤：それでは、具体的な内容について触れさせて頂きますね。と言っても、ちょっと抽象的になりますが。

N子：宜しくお願い致します。

加藤：バジェット 2022 は、次の目的で策定されます。

- A. 人々の生命と生計の回復を保護し推進する。
- B. 経済の回復力を再構築する。
- C. 社会経済改革を促進する。

N子：はい。

加藤：まず初めの、「人々の生命と生計の回復を保護し推進」ですが、具体的には以下の 3 点です。

①バジェット 2022 は、国家回復計画（NRP）に基づく出口計画の継続性を確保し、COVID-19 危機から段階的に移行し、経済回復を推進します。

②バジェット 2022 は、経済セクター、特に観光や小売セクターなどの悪影響を受けたセクターを含む、危機後の生命と生計を保護し、推進し続けます。

③バジェット 2022 は、社会の脆弱で不利な立場にあるセグメント（女性、先住民、障害者を含む）を支援する取り組みにも焦点を当てます。さら

に、新しい雇用機会を保護し、生み出すための継続的な努力が引き続き優先事項となります。

N子：なるほど。確かに抽象的ですね。。

加藤：そうですね。まあ、具体的にこれらを実現するために、様々な税控除や、補助金などが、実際の予算案で発表されるということですね。

N子：まあ、そういう事でしょうね。また所得税法上の控除が色々出そうですね。

加藤：そうですね。次に、「経済の回復力を再構築」です。

N子：今、経済回復は大事ですね。

加藤：はい。具体的には、

①バジェット 2022 は、危機に対処するために国の公衆衛生システムを再構築し、公的医療における人的資本を強化し、公的部門と民間部門の医療提供者間のより緊密なパートナーシップを促進する取り組みに焦点を当てます。

②バジェット 2022 は、デジタルおよび技術インフラストラクチャの強化にも焦点を当てます。

- i. 教育セクター-
- ii. ビジネスセクター
- iii. 産業部門

N子：なるほど。

加藤：次回、また続きをお話します。

N子：有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

韓国駐在員日記

スターシア

公認会計士 公認不正検査士 申原 侑祐氏

本日は、韓国を代表する IT プラットフォームの「カカオ」についてご紹介させていただきます。

日本でカカオというと、カカオトークというメッセージングアプリと、ピッコマという漫画アプリのイメージかと思いますが、韓国では、生活に必須のプラットフォームとして様々な場面で利用されています。韓国でのカカオの事業展開と最近の IT プラットフォームに対する規制なども含めてご紹介させていただきます。

現在のカカオは、1995 年に設立されたダウンコミュニケーションと 2014 年に旧カカオが合併してできた会社です。旧カカオ自体は、2006 年に設立されています。当時の新聞記事を見てみると両社の業績や企業価値は以下の通りとなっております。両社の合計値と現在のカカオを比較すると売上 5.6 倍、営業利益 3.1 倍、企業価値 15 倍と大きく成長しています。

	ダウン	旧カカオ	カカオ(現在)
売上	5,309 億 ウォン	2,108 億 ウォン	41,568 億 ウォン
営業利益	819 億 ウォン	659 億 ウォン	4,558 億 ウォン
企業価値	1.5 兆 ウォン	2.3 兆 ウォン	57.1 兆 ウォン

カカオグループでは、カカオ以外で上場している会社がカカオゲームズとカカオバンクの 2 社がありますが、カカオバンクは、2021 年 8 月に上場したばかりですが、現在の時価総額が 32 兆ウォンで韓国内の金融機関で時価総額 1 位を記録しております。

カカオが韓国で携わっている事業は、多岐に渡り、プレゼントサービス、決済、保険、金融、証券、ショッピング、ウェブ漫画、エンターテインメント、ゲーム、配達サービス、美容室、ネイルショップ、英語教育、ゴルフ場、タクシー、駐車代行などがあります。メッセージングアプリのカカオトークはもちろんです。それ以外のサービスでもカカオのサービスを使わない日はないほど、生活に必須のものとなっております。

一方で、このような様々な分野に事業拡大している状況を韓国ではタコ足式な事業拡大と表現しており、プラットフォームを利用した事業拡大が他の商圈を侵害すると憂慮されています。

このような背景から、韓国では、IT プラットフォームに対する規制が強化させる動きがあり、金融監督院では、金融商品の広告を提供する金融プラットフォームに対しても金融機関のように金融消費者保護法に従い登録が必要との見解が発表され、また国会でもプラットフォーム企業に関する討論会が開催されました。

このような影響を受け、カカオの株価が 9 月 8 日に 10.06% 下落、9 月 9 日も引き続き 7.22% 下落し、時価総額は、9 月 7 日時点の 68 兆ウォンから 9 月 9 日では、57 兆ウォンとなっています。

今後、プラットフォーム企業への規制に対してカカオがどのような対応を採り、どのように成長していくのか楽しみです。

スターシアグループ

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日韓に拠点を置き、日本企業の韓国進出及び韓国企業の日本進出と、日韓双方向の進出支援を行っております。

主な業務として日韓の拠点設立及びセットアップ支援、設立後の会計税務顧問、税務サービス、FAS業務、日韓 M&A アドバイザリー業務等を日系企業及び韓国企業に提供しております。

スターシアグループ

URL : <http://www.starsia.co.jp/>

問い合わせ先 : info@starsia.co.jp

海外法人における不正事例とその対策 ＜香港＞

香港マイツビジネスコンサルティング

米国公認会計士 宮本 一氏

2020年3月、香港の日系企業において前代表取締役と元従業員ら、関係グループ会社の元従業員らが共謀し、およそ一年にわたり売上金の一部を他に流用していたことで刑事告訴となったケースがありました。

もちろん日本国内においても時折、従業員による不正行為の報道が見られますので、日本であっても、海外であっても起こり得ます。しかしながら日本人にとって報道は報道に過ぎず、自分の勤務先や同僚など、身の回りで不正行為が起こった経験がある人は少ないと思います。その点、海外における不正行為はもう少し身近かもしれません。長年一緒に働いていた上司や同僚が実は不正行為をしていた、ということは香港でも良くある話です。海外では個人の良心に依ることよりも、企業としてそもそも不正行為をさせないような管理体制作り、内部統制に力を入れることが重要です。

それでは一般的な不正行為の代表例を見てみましょう。

＜横領＞

よくあるのが会社の金庫に置いてある現金を、管理を任されている従業員が私的に使い込んでしまうパターンです。経理・会計の担当者、1人か2人など最小限の人数を置いている事務所のスタッフなどが、最初は金庫から借りて返すつもりだったのに、だんだん高額を持ち出すようになります。また、自社で扱っている製品を無断で持ち帰ることも横領です。

＜従業員による不正行為＞

取引先と関係が密になり、個人的に賄賂を受け取るケースです。取引先の業者から市場より高い価格で製品を購入し、その後仕入先から購買担当者がバックマージンをもらいます。

日本人の上司は言葉の壁や商習慣の違いに臆して、また現地人同士の方がコミュニケーションしやすいだろうと考え従業員に任せてしまいがちですが、上司が良く把握していないこういった不正が起こります。従業員が不正行為を働いたことを、会社が証拠をもって立証できれば解雇することもできますが、現実には上手く騙されて気づかないまま平穏無事に任期が過ぎ帰任してしまうことが多いです。

＜会計報告の粉飾＞

報告内容と実態に差があり、不正な収益や負債が隠蔽されています。従業員が一人で行うのは難しいため、このケースの多くは社内にも共謀者がいます。

＜駐在員による不正行為＞

海外の現地法人は、日本本社の目が行き届きにくいため、日本人駐在員が不正行為をすることもあります。日本から着任したばかりであれば本社への帰属意識も高いものですが、海外現地法人での勤務が長くなり、現地の従業員や取引先との関係が深くなるにつれ共謀関係に発展します。また、日本人駐在員は現地法人のトップであることが多く、監視する立場の人間が不正行為に走ると、歯止めが効かなくなってしまいます。

不正防止のために

- ・特定の従業員だけを通じて業者とコンタクトを取らないこと

一人で管理している場合は、当然ながら不正が発生しやすくなります。また、上司と従業員が共謀して不正行為を行うこともありますので、ある業務に

決まった人間だけが携わるのではなく、人事的な配置換えや、第三者によるチェックが必要です。取引先と自社の従業員が長い付き合いであればあるほど、不正行為を生み出す可能性も高くなります。

・従業員任せにせず従業員と深く関わること

日本語や英語がよく通じない取引先のことは、現地の従業員に任せてしまいがちですが、それでも上司が積極的に関わっていくことです。自分よりも長く担当していて、よく分かっている従業員だから大丈夫だと安心していても、上司に干渉されないと思われ勝手な行動を取り、会社を利用されることになりかねません。

・駐在員に十分な管理教育をすること

海外現地法人には経験豊富な経理担当、労務担当がいるかもしれません。新しく着任したばかりの駐在員は、すでに社内のシステムが上手く回っているように見えるので口出ししないことがあります。そこに不正が隠れているかもしれません。やはり会社のトップにいる駐在員は現地の法律、会計システム、現地のルールについて、積極的に理解しておく必要があります。

・内部通報制度を整える

不正を働いている人間は、不正が露呈しないよう対策を徹底していますので、周囲の人間はなかなかそれに気づくことはできません。それでも上司や同僚の行動に違和感を抱いたり、電話で話している内容を耳にしたりするなど、たまたま知ってしまうこともあります。しかし通報すると報復を受けるのではと心配し、なかなか通報に至らないものです。不正は内部通報によって明るみに出しますので、会社側は匿名で内部通報できる環境を整え、通報者を保護するように努めましょう。

・職務の分離を図ること

1人の人間に権限が集中する事を避け、不正を行う動機が生まれる事を防ぐことが好ましいです。現地法人は本社に比べると小規模であるので、本社と同様のシステムを構築しにくいかもしれません。その場合は現地にあるコンサルティング企業に定期的な訪問調査を依頼する、会計機能や銀行決済機能をアウトソースする。という事が考えられます。本社としても現地の責任者以外に現地の状況を確認するルートが構築できる為、不正防止、早期発見等に繋がるメリットが望めます。

もし香港にある現地法人の管理面についてお悩み事があれば、弊社までお気軽にお問い合わせください。専門家が対応させていただきます。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,

30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

With コロナ：

中国社会保険の上海市の実務運用変更 ～上海市にて外国籍人員に対しても中国社会 保険の強制加入の可能性が高く、日本本社と しても至急の対応が必要～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

中国の社会保険制度は、2011 年 7 月 1 日付け「社会保険法ⁱ」及び 2011 年 10 月 15 日付け「中国国内で就業する外国人の社会保険参加暫定弁法ⁱⁱ」等の施行により、原則、外国籍人員に対する中国社会保険の強制加入が求められています。大部分の地域では強制加入ですが、実務的には、これまで上海など一部の地域では任意適用とされていました。

しかし、上海での実務運用が大きく変更された可能性が高く、特に上海現地法人に駐在員を派遣する企業には極めて影響の大きい状況となっており、本稿では現状と対応方法を説明しますⁱⁱⁱ。

1. 上海市における政策背景

中国の殆どの地域において、中央規定且つ最上位法である主席令の「社会保険法」及びその補充規定を根拠とし、外国籍人員に対し社会保険の強制加入を求める現況とは対照的に、これまで上海地域では外国籍人員には任意適用の運用が採られていました。根拠として、滬人社養発「2009」38^{iv}号等が挙げられます。同 38 号では外国籍等の人員は医療保険、養老保険、労災保険に加入“できる”等とされ、強制加入を求める表現が無く、また滬人社法「2016」301 号^vにより、2021 年 8 月 15 日まで同 38 号が期限延長されていました。

しかし、少なくとも本稿執筆時点では 8 月 15 日の期限を経過したにもかかわらず、同 38 号は延長されておらず、従い、上海市においても外国籍人員

に対し、社会保険の強制適用を求める状況になったと考えられ、弊グループの現地当局へのヒヤリングにおいても、“(外国籍人員の) 加入が必要”との回答を得ており、実務的には現地法人各社も納付を前提とした手続きに入られていると理解しています。

2. 上海市の社会保険制度（社会保険料率・納付基数）及び日中社会保障協定適用のメリット

上海市の社会保険料率と納付基数は以下の通りです。

(1) 社会保険料率

上海の社会保険料率は右表の通りです。

このうち、後述の日中社会保障協定の適用を受ければ、養老保険は適用免除となります。養老保険は、社会保険全体（所謂“5 險”）のうち、企業負担・個人負担の合計で 6 割超を占めています。

【上海市の社会保険料率】

保険種別	企業負担	個人負担	合計
医療保険	9.50%	2%	11.5%
養老保険	16%	8%	24%
失業保険	0.50%	0.50%	1%
労災保険*	0.16%~1.52%	負担無し	0.16%~1.52%
生育保険	1%	負担無し	1%

※ 労災保険の料率は業種により異なる

(2) 納付基数

上海市の社会保険の納付基数は前年支払い実績に基づきます。2021 年 7 月 1 日以降の同基数は、前年の平均賃金 124,056 元(10,338 元/月)の 60%~300%以内が下限・上限であり、駐在員の多くは上限 300%=31,014 元/月となります。

従い、個人負担分も含めた合算金額で計算すれば、養老保険の年間保険料は以下の通り、一人当たり、約 150 万円相当の社会保険料が減額される為、適用免除を享受するメリットは大きいと言えます。

【養老保険料の年額計算式】

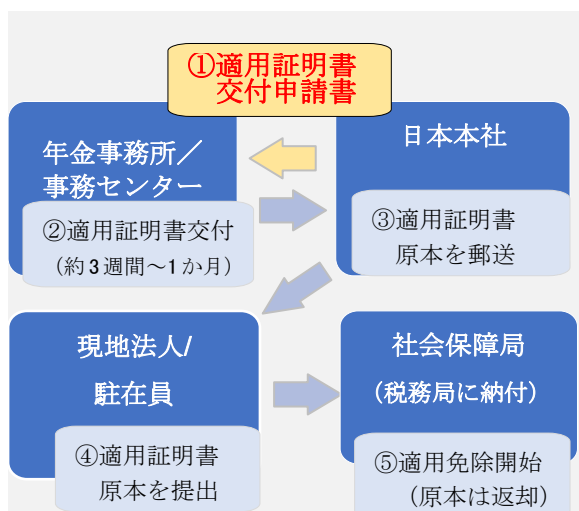
$$31,014 \text{ 円 (月額上限)} \times 12 \text{ か月} \times 24\% \text{ (労使合算)} \times 17 \text{ 円/元} \div 1,518,445 \text{ 円}$$
3. 日本本社として採るべき対応

上述の通り、今後、関連規定等の公布により、遡及的に任意適用が継続される可能性が完全には排除できないものの、その可能性は極めて低いと考えられます。従い、日本本社としては、上海現地法人に駐在員を派遣している場合、2019年9月より発効済の日中社会保障協定を享受すべきと考えます。もし養老保険の適用免除の手続きが未済であれば、所轄の年金事務所/事務センターにて、早急に「中華人民共和国で就労する被用者のための日本国公的年金の適用に関する証明書（以下“適用証明書”と表記）」の取得手続きが求められます^{vii}。

もう少し見極めたいと判断される企業もあり得ると思います。但し、後者の場合には、将来的に保険料の遡及納付に加えて罰金や延滞金が生じる可能性を含め、慎重にリスクを検討する必要があります。

いずれの選択肢にせよ今後の関連規定の公布の有無とその内容を慎重に確認し、迅速な対応が求められます。

※上海通信 2021 年 8 月増刊号（上海市における外国籍者の社会保険加入）を、併せてご参照ください^{vii}。

【適用証明書の取得フロー】

4. 留意事項

本稿執筆時点では確定情報が無い為、社会保険の加入を前提に、納付基数や納付開始時期などを確認する必要が生じており、例えば8月15日より以前に遡及して納付が求められる可能性も完全には排除できません。

また、既に社会保険の納付を前提として対応中の現地法人が散見される一方で、上海市の実務運用を



-
- ⁱ 社会保険法の原文 URL は下記の通り。
URL: <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201901/4a6c13e9f73541ffb2c1b5ee615174f5.shtml>
- ⁱⁱ 中国国内で就業する外国人の社会保険参加暫定弁法の原文 URL は下記の通り。
URL: http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/zcfg/flfg/gz/201601/t20160112_231574.html
- ⁱⁱⁱ 当初、駐在員及び日本本社にとり、税務上、多大なインパクトが生じ得る重要規定・最新動向を 2 回に亘り掲載予定だったが、同 2 回目は来月に掲載予定。
- ^{iv} 滬人社養発「2009」38 号の原文 URL は下記の通り。
URL: http://rsj.sh.gov.cn/tylhx_17283/20200617/t0035_1389709.html
- ^v 滬人社法「2016」301 号の原文 URL は下記の通り。
URL: http://rsj.sh.gov.cn/tqt_17339_17339/20200617/t0035_1389099.html
- ^{vi} 日中社会保障協定の原文及び概要説明は、外務省 HP の下記 URL の通り。
URL: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_003095.html
日中社会保障協定の加入免除手続き書類（適用証明書の交付申請書）は、日本年金機構の下記 URL の通り。
URL : <https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/shikumi/shinseisho/china/china.html>
- ^{vii} 「上海通信」を含むマイツグループのニュースレター URL は下記の通り。
URL: <http://www.myts.co.jp/newsletter/index.html>
マイツグループ
-

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら） Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。